

議案第49号

特別職に属する常勤の職員の期末手当の特例に関する条例の制定について

特別職に属する常勤の職員の期末手当の特例に関する条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年5月29日提出

加西市長 西村 和平

特別職に属する常勤の職員の期末手当の特例に関する条例

市長、副市長及び教育長の令和2年6月期の期末手当については、特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第17号）の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

新型コロナウイルス感染症対策として更なる支援策を早期に実施する必要があり、その財源に充てるため特別職の期末手当に関する特例を定めるもの。

【概要】

- ・市長、副市長及び教育長に対する令和2年6月期の期末手当を不支給とする。

役職	本来支給額	給料月額20%減額による影響額	本条例(案)による影響額
市長	2,311千円	△462千円	△1,849千円
副市長	1,847千円	△369千円	△1,478千円
教育長	1,656千円	△331千円	△1,325千円